

岩手県告示第301号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成22年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1）路線名 一関北上線
 - （2）供用開始の区間 奥州市水沢区羽田町字明正126番4地先から字久保14番1地先まで
 - （3）供用開始の期日 平成22年4月1日
 - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局土木部
 - イ 期間 平成22年3月30日から同年4月30日まで
- 2（1）路線名 二戸田子線
 - （2）供用開始の区間 二戸市下斗米字釜屋敷80番1地先から字米田平46番1地先まで
 - （3）供用開始の期日 平成22年3月30日
 - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 二戸地方振興局土木部
 - イ 期間 平成22年3月30日から同年4月30日まで
- 3（1）路線名 重茂半島線
 - （2）供用開始の区間 宮古市赤前第16地割38番4地先から50番9地先まで
 - （3）供用開始の期日 平成22年3月30日
 - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 宮古地方振興局土木部
 - イ 期間 平成22年3月30日から同年4月30日まで
- 4（1）路線名 北上水沢線
 - （2）供用開始の区間 胆沢郡金ヶ崎町六原上二の町40番地先から二の町表155番1地先まで
 - （3）供用開始の期日 平成22年4月1日
 - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局土木部
 - イ 期間 平成22年3月30日から同年4月30日まで